主

原判決を破棄する。被告人を懲役三年に処する。

原審における未決勾留日数中三〇日を右刑に算入する。

里 由

本件控訴の趣意は、弁護人吉井規矩雄および被告人本人がおのおの作成した控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。これに対し、当裁判所は、つぎのとおり判断する。

一 被告人本人の論旨中違憲を主張する部分について。

所論は、原審が被告人が公訴事実を否認しているにもかかわらず、証人一名の取調もしないで短時間内に審理判決したことをとらえ、このような審判手続は、憲法三七条二項に違反するもので、破棄さるべきであるという。

よつて、原審記録を検討すると、原審第一回公判調書によれば、その公判期日に おいて、被告人は、本件常習累犯窃盗被告事件に対する陳述として、「私は、品物を持つて、届けに行こうとしたのです。」と述べ、窃盗の犯意を否認したが、弁護人(国選)は、別に述べることはない旨陳述し、検察官から、本件公訴事実、被告人の前科および犯情等の立証としてAほか一名作成の現行犯人逮捕手続書等一七通の表記の記憶器の表表が行われた。 の書証の証拠調の請求が行なわれ、被告人がわから、これら書証全部につき、証拠 とすることについての同意があり、ただちに裁判所の証拠調の決定とその施行があ つたこと、裁判官から被告人に対し事案の実体等につき質問が行なわれ、被告人 は、被告事件に対する前示陳述をふえんした供述をした後、検察官のいわゆる論告求刑が行なわれ、弁護人より、被告人の弁解を信じたいが、それを認め難いのは残念である、実害がなかつたのであるから寛大な処分を願う旨の弁論と、被告人の、 窃盗の犯意を否定するための、逮捕当時の捜査官の処置を非難する趣旨の最終陳述 があつて、結審となり、同期日において判決の宣告が行なわれたことが明白であ る。そして、原審記録によれば、その一二丁に記載された、検察官申請の書証を証 拠とすることについての被告人がわの「同意」は、なんぴとがその意思表示をした のかは、記録上は明らかでないけれども、本件のようないわゆる必要弁護事件にお いて弁護人が出頭し審理が行なわれ、かつ、前示のように被告人が終始窃盗の犯意 差否認し〈要旨〉ておるのに対し、弁護人が被告事件に対する陳述以来審理の全過程 を通じて公訴事実を争わない態度を明示し</要旨>ている事案においては、被告人の 窃盗の犯意の認定の資料となる重要な書証については、裁判所としては、弁護人が 証拠とすることに同意する旨陳述しても、これがはたして被告人の意思に添うもの であるかどうかについて、さらに慎重に確かめるのが相当であつて、弁護人の右の 陳述だけで、ただちに被告人がかかる書証を証

のを相当とする。」というものであるが、これは、通常の事案に関するものであり、前記昭和二七年の第二小法廷の判決の趣旨に照らしても、以上に詳述した本件 のような事案には、あてはまらないものというべきである。)これらの書証は、刑 事訴訟法三二一条ないし三二七条により公判期日における供述に代えて書面を証拠 とすることができるいずれの場合にも当たらないものであるから、これらの書面を 証拠として取り調べることは、許されないものといわなければならない。しかも、 これらの書面を除いては、被告人の原判示犯罪事実を認定することはできないので あるから、これらの書面を証拠として採用し、罪証に供した原判決には、憲法三七条二項の適合性について判断するまでもなく、刑事訴訟法三七八条四号前段所定の判決に理由を付さない違法があるのみならず、原審には、同法三七九条所定の判決 に影響を及ぼすことの明らかな訴訟手続の法令違反があるものといわなければなら ない。それゆえ、原判決は、破棄を免れない。

よつて、被告人本人および弁護人の事実誤認の論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法三九七条、三七八条四号前段、三七九条により、原判決を破棄し、当審における事実の取調の結果をも総合して、同法四〇〇条但書に従い、つぎのとおり判決 する。

(当裁判所が認めた罪となるべき事実) 被告人は、昭和三九年一二月一七日立川簡易裁判所において窃盗罪により懲役二 年の、同四二年三月二三日東京地方裁判所において窃盗、有印私文書偽造、行使、 詐欺罪により懲役二年六月の、昭和四七年一月三一日東京簡易裁判所において窃盗 罪により懲役八月の各刑にそれぞれ処せられ、いずれもこれらの刑の執行を受け終 わつたものであるが、さらにその後常習として、昭和四七年八月一八日午後七時五九分ころ、東京都台東区ab丁目c番d号CD駅Eホーム跨線橋階段において、F 所有の下着等在中のショルダーバツグー個ほか一点(時価合計約四、二〇〇円相 当)を窃取したものである。

(証拠の標目) 省略

(法令の適用)

被告人の判示所為につき盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律三条、二条、刑法二三 五条

累犯加重につき刑法五九条、五六条一項、五七条(同法一四条前段の制限に従 う)

原審における未決勾留日数の算入につき刑法二一条

原審および当審における訴訟費用の負担の免除につき刑事訴訟法一八一条一項但

以上のとおりであるから、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 堀義次 判事 平野太郎 判事 和田啓一)